

と 執 行 状 況

容 と 説 明

昭和42年7月31日現在

これに対する町民皆さんの不断の関心と協力があるからこそ、万全信じます。

るために年2回以上、次の事項について一般に公表することに定

況

況
時借入金の現在高

さんの納めた税金は勿論のこと、その他の町の収入がどのように方向や重点がどこにあるかなど詳しく知っていただくためであり

1末日現在)の各会計の構成と執行状況、その他の概要を説明する

民福祉の向上に最善の努力をはらいたいと考えております。よろかかねておねがいたします。

3、今年度の主なる事業の概要

事業実施の多い程住民の福祉が増大され、町発展の基盤となるわけですが、なんと申しても限られた財源にしばられるので山積された問題をいかに処理するかが重大関心事となるわけです。

今年度の主なる事業としては町民多年の懸案であった、ごみ焼却炉が着工の運びとなり年内に完成されることとなりました。その他水の事故から子供を守るための水泳プールの新設が年次計画で進められることとなり、今年度は栄小小学校に設置し、8月22日プール開きを行なった。

また中学生を対象とした集団生活宿泊所が鷹中敷地内に建設されることとなり、年内に完成の予定で、その利用により青少年の健全育成をはかることとなりました。その他道路改良事業なども大体例年通り進められております。

主なる事業の一覧

工 事 名	請 負 額	請 負 者	竣 功 期 日
栄小プール本体工事	3,350 千円	鷹巣土建工業KK	42. 8. 10
" 浄化装置 "	738	東浄水機械工業KK	42. 8. 5
" 配管電気その他 "	1,113	直 営 (小畑電気)	42. 8. 5
ごみ焼却炉新設	16,500	守 住 工 業 K K	42. 11. 10

公 債 一 覧

(単位千円)

項 目	起 債 額	未償還現在高	件 数
1. 土木事業債	27,100	19,286	22
2. 農林事業債	5,800	4,059	4
3. 公営住宅債	11,000	8,320	6
4. 消防施設債	2,000	391	2
5. 衛生事業債	2,300	1,222	2
6. 社会労働事業債	3,300	912	4
7. 災害復旧債	17,026	13,282	9
8. 退職手当債	2,000	1,032	1
9. 減税補てん債	37,700	34,764	4
10. 教育施設債	84,036	75,717	18
11. 商 工 債	13,500	13,500	3
計	205,762	172,485	75

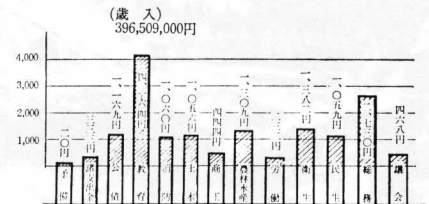
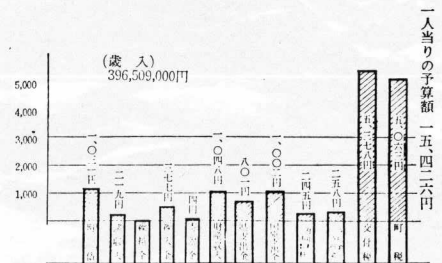
住 民 負 担 の 推 移

種 別	39				40				41				42			
	人口及世帯数	調 定 額	人 口	世帯数	調 定 額	人 口	世帯数	調 定 額	人 口	世帯数	調 定 額	人 口	世帯数	調 定 額	人 口	世帯数
直接納める税金	町 民 税	31,609	1,185	5,397	29,509	1,124	4,957	33,111	1,272	5,494	41,522	1,615	6,828			
	固 定 資 産 税	35,292	1,323	6,026	37,922	1,445	6,370	39,154	1,504	6,496	42,022	1,635	6,910			
	軽自動車税	1,784	67	304	2,204	84	370	2,651	102	440	3,060	119	503			
	小 計	68,685	2,575	11,727	69,635	2,653	11,697	74,916	2,878	12,430	86,602	3,369	14,241			
	煙草消費税	14,348	538	2,450	15,277	582	2,566	16,597	637	2,754	19,957	776	3,282			
間接に納める税金	電 気 ガ ス 税	7,039	264	1,202	7,707	294	1,295	8,737	336	1,450	9,100	354	1,496			
	木 材 引 取 税	12,870	483	2,197	12,883	491	2,164	11,836	455	1,964	10,220	398	1,681			
	納付金交付金	9,392	352	1,604	9,796	373	1,646	11,621	446	1,928	13,630	530	2,241			
	小 計	43,649	1,637	7,453	45,663	1,740	7,671	48,791	1,874	8,096	52,907	2,058	8,700			
	国民健康保険税	22,768	854	3,887	32,697	1,246	5,493	33,614	1,291	5,577	34,949	1,360	5,747			
合 計	計	135,102	5,066	23,067	147,995	5,639	24,861	157,321	6,043	26,103	174,458	6,787	28,688			

備考 町民税が40年度調定額が少なくなったのは、課税方式が改正され税率が引下げられたので減少した。たばこ消費税が42年度多くなったのは前年度まで税率が15%であったのが18.1%に改正されたので増収となった。

4、財産、公債及び一時借入金の現在高

1、土 地	
建物敷地	194,589㎡
宅 地	15,780 "
墓 地	9,233 "
緑 地	11,853 "
山林	1,269,376 "
原野	49,272 "
畑地	848 "
溜池	191 "
雑種地	2,326 "
2、建 物	
役 場	1,365㎡
学 校	33,172 "
町営住宅	6,259 "
消 防 署	436 "
そ の 他	1,573 "



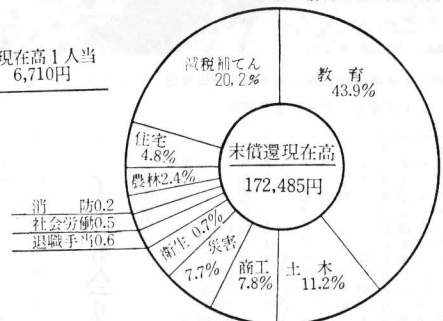
3、有価証券

秋田魁新報	5万円券 2枚
	5千円 " 4 "
ラジオ東北	10万円 " 7 "
	5万円 " 1 "
	5千円 " 30 "

九州電力	500円券 1枚
東京 "	1千円 " 1 "
関西 "	500円 " 2 "
中部 "	500円 " 1 "
東北興業	5千円 " 1 "

4、事業別にみた、公債の現在高 町の債務の現在高は公債一覽表

現在高1人当
6,710円



の通りです。いづれも住民の福祉につながる建設的な事業費に充当されたもので、国や県の承認を得て長期にわたって返済できる資金であります。

なお、減税補てん債や災害復旧債など一部国から補助されるものもあります。

5、一時借入金の現在高

町の予算を執行するに当って歳入の状況や時期などの関係で一時的に歳入現金が不足した場合その支払資金の不足を補うために借り入れる金を一時借入金と云します。たとえばごみ焼却炉の建設工事が進んで支払しなければならぬが予定した補助金や町債などの入金がおくれたときそれがはいるまでの一時的な緊急資金なわけですがこの借入金の最高額は議会で議決され、会計年度中に必ず返済しなければならぬことになっております。

本町の現在額は2千万円となっております。

財政報告書

昭和42年度

町 予 算

その内容

1. 予算と執行状況

次の一覧表にあるように毎年必要欠くことのできない一般会計と特別な事業毎に設けられて別個に経理される特別会計があって、そ

の合計額は5億3千8百62万4千円となっております。また年度なかばなので今後若干の補正が予想されますが、その執行

の概況を次の一覧表により、ご理解いただきます。

一般会計

(単位 千円)

歳 別	予 算 額	執 行 額	%	歳 別	予 算 額	執 行 額	%
町 税	130,147	36,521	28.1	議 会	12,040	4,072	33.8
地方交付税	138,233	72,345	52.3	総 務	70,175	21,505	30.6
分担金及び負担金	6,628	1,865	28.1	民 生	27,230	8,495	31.2
使用料及び手数料	6,287	1,880	28.4	衛 生	35,528	5,138	14.5
国庫支出金	25,756	5,082	19.7	労 働	5,954	1,398	23.5
県支出金	20,587	1,042	5.1	農林水産業	33,635	5,616	16.7
財産収入	26,943	508	1.9	商 工	11,421	3,069	26.9
寄 附 金	102	70	68.6	土 木	27,134	5,296	19.5
繰 入 金	9,689	40	0.4	消 防	27,250	7,744	28.4
繰 越 金	1	1,529	152.9	教 育	107,023	47,525	44.4
諸 収 入	5,636	635		公 債	30,058	1,426	4.7
町 債	26,500			諸 支 出 金	8,561	3,667	42.8
				予 備	500		
計	396,509	121,517	31.6	計	396,509	114,951	29.0

特別会計

(単位 千円)

国民健康保険特別会計						七座財産区特別会計					
歳 入	歳 出	%	歳 入	歳 出	%	歳 入	歳 出	%	歳 入	歳 出	%
予 算 額	執 行 額	%	予 算 額	執 行 額	%	予 算 額	執 行 額	%	予 算 額	執 行 額	%
98,457	42,336	43.0	98,457	17,338	17.6	115	5	4.3	115		
災害復旧特別会計						坊沢財産区特別会計					
2,785	821	29.5	2,785	50	1.8	4,096	1,508	36.8	4,096	851	20.8
福祉相談所貸付金特別会計						沢口財産区特別会計					
613	561	91.5	613	83	13.5	5,005	6,017	120.2	5,005	1,762	35.2
綴子簡易水道特別会計						七日市財産区特別会計					
7,500	4,019	53.6	7,500	3,621	48.3	1,973	282	14.3	1,973	190	9.6
采財産区特別会計						綴子財産区議会特別会計					
8,559	2,915	34.1	8,559	1,904	22.2	13,012	6,224	47.8	13,012	4,750	36.5

昭和40年度以降一般会計歳入歳出の推移

(単位千円)

歳 入						歳 出									
年度		昭和 40 年度		昭和 41 年度		昭和 42 年度		年度		昭和 40 年度		昭和 41 年度		昭和 42 年度	
款	科目	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	7 月未現在 予 算 額	構 成 比	款	科目	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	7 月未現在 予 算 額	構 成 比
1	町 税	118,359	30.8%	124,342	26.8%	130,147	32.8%	1	議 会	10,194	2.7%	11,047	2.4%	12,040	3.0%
2	地方交付税	121,746	31.7	138,827	29.9	138,233	34.8	2	総 務	74,772	19.7	74,416	16.1	70,175	17.7
3	分担金及負担金	4,938	1.3	5,332	1.1	6,628	1.7	3	民 生	20,033	5.3	25,069	5.4	27,230	6.9
4	使用料及手数料	6,559	1.7	6,534	1.4	6,287	1.6	4	衛 生	14,118	3.7	19,409	4.2	35,528	9.0
5	国庫支出金	53,324	13.9	49,093	10.6	25,756	6.5	5	労 働	5,225	1.4	5,645	1.2	5,954	1.5
6	県 支 出 金	21,921	5.7	23,691	5.1	20,587	5.2	6	農 林 水 産 業	74,806	19.8	66,873	14.4	33,635	8.5
7	財 産 収 入	25,212	6.5	65,500	14.1	26,943	6.8	7	商 工	3,740	1.0	24,386	5.3	11,421	2.9
8	寄 附 金	8,472	2.2	6,260	1.3	102		8	土 木	35,618	9.4	31,254	6.8	27,134	6.8
9	繰 入 金	1,327	0.3	3,188	0.7	9,689	2.4	9	消 防	24,343	6.4	24,114	5.2	27,250	6.9
10	繰 越 金	5,205	1.4	6,165	1.3	1		10	教 育	89,305	23.6	93,598	20.2	107,023	27.0
11	諸 収 入	1,967	0.5	4,703	1.0	5,636	1.5	11	公 債	23,725	6.3	78,490	16.9	30,058	7.6
12	町 債	15,600	4.0	31,100	6.7	26,500	6.7	12	諸 支 出 金	2,713	0.7	8,905	1.9	8,561	2.1
								13	予 備					510	0.1
歳 入 合 計		384,630	100.0	464,735	100.0	396,509	100.0	歳 出 合 計		378,592	100.0	463,206	100.0	396,509	100.0

国民健康保険税のあらまし

健康で豊かなまちをつくりましょう

町民の健康な生活をおくるために「国民健康保険制度」があります。この制度を施行していくために、町民のみなさんから国民健康保険税として費用の一部を負担していただいています。

次に掲げる昭和42年度の国民健康保険税課内容、ご理解いただき、ご協力をおねがいします。



昭和42年度国民健康保険税第1期は、例年のとおり4月に暫定賦課（課税標準額となる固定資産税額及び前年所得金額が未決定のため、前年度国民健康保険税を基礎として仮に課税すること）がされておりましたが、2期分からは所得等の課税標準額が決り、年間の国民健康保険税額が決定しました。

みなさんもご承知のとおり国民健康保険に限らず保険の制度は、お互いに出し合ったお金で運営される相互扶助事業であります。また国民健康保険税の課税額は医療費の増減によって課税総額が左右されます。したがって国民健康保険税の課税額は、その年度の医療費の役場負担額（予算総額の87.1%）保健施設費（予算総額の3.1%）事務費（予算総額の7.3%）その他の経費（2.5%）等の支出込み合計から国庫補助金、前年度繰越金その他の収入（督促手数料等）を差引いた残額は、国民健康保険税として皆さんからどうしても負担していただかなければならないことになっています。4月1日現在の国保加入世帯数3,504世帯、被保険者数15,047人で、本年度の国民健康保険税は一世帯当たり平均10,500円で、課税総額3千678万1千円（予算総額の37.1%）で、賦課の内容は次のとおりです。

課税割合
応能割額60%うち所得割額45%、資産割額15%、応益割額40%うち被保険者均等割20%、世帯平等割額20%

税率
所得割 課税所得額に対して 1.8/100
資産割 固定資産税額（償却資産は除く）に対して 24/100
均等割 被保険者1人につき 490円
世帯平等割 一世帯 2,100円

（それぞれ上記に対応して算出した税額が5万円以上の場合には5万円とす。）

減税（低所得階層の減税）
国民健康保険税は低所得階層に対して減税いたします。

①所得10万円以下 6割減税
被保険者1人につき 280円
世帯平等割一世帯につき 1,200円

②所得10万円を越えて、被保険者1人4万円以下に対応する所得以下 4割減税
被保険者1人につき 190円
世帯平等割一世帯につき 800円

課税標準の算定……総所得金



予防接種でしようぶな体づくり
額から基礎控除10万円を差引いた残りが課税標準です。

給与所得については、収入金額の5%（2万円を越える場合は2万円）を所得から控除する。
◇農業収入金額－必要経費＝所得金額－10万円＝課税標準
◇営業その他の収入金額－必要経費＝所得金額－10万円＝課税標準
◇給与金額－給与控除＝所得金

町内の医療施設

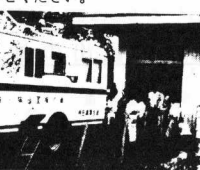
病（医）院	16
歯科医院	4
一般医	26
歯科医	4
助産婦	7
柔道整復師	3
薬店	9
薬剤師	7
看護婦	9
看護婦見習	44
X線装置	11
ベッド	247

額－（給与金額の5%、最高2万円）－10万円＝課税標準

算出税額の例
各例記中、第1期分は暫定賦課額で、前年度の国民健康保険税を、4期で割った額、本賦課で前年中の所得等の変動により過納になるものは還付し、決定税額から第1期分を差引いた残りを2,3,4期に分けて納めていただきます。

なお、擬制世帯の場合、被保険者数に対応して所得割額を軽減いたします。

昭和42年度の国民健康保険税について概要を説明いたしましたが、不明の点については保険衛生課国民健康保険係にお問い合わせください。



国保施設活動の成人病対策

加入状況

	被保険者数	加入世帯数	被保険者増減
	加入		加入 脱退
4月	15,085人	3,502戸	125人 490人
5月	15,009	3,495	102 178
6月	15,021	3,504	112 100

国民健康保険税の納入状況（6月末）

	調定額	収入額	収入率
現年度分	34,998,000円	5,559,000円	15.9%
滞納分	10,109,000円	255,000円	2.5%

診療報酬支払状況

診療報酬、療養費、審査支払手数料

	件数	日数	支払額
4月分	4,112	延 15,349	7,022,722円
5月分	3,929	延 14,687	7,622,241

（例）6人家族で前年所得が72万円、固定資産税3,300円の世帯の場合（減税基準以上の世帯）

区分	所得割額	資産割	被保険者均等割	世帯平等割	合計
所得金額	720,000				
課税標準額	620,000	3,300	6		
税率	1.8/100	24/100	490	2,100	
算出税額	11,160	792	2,940	2,100	
減税額	0				
税額	11,160	792	2,940	2,100	16,990
納期別	1期(暫定賦課)	2期	3期	4期	
納付額	4,700	4,290	4,000	4,000	

前年所得が10万円以下である世帯（6割減税）

区分	所得割額	資産割	被保険者均等割	世帯平等割	合計
所得金額	90,000	0	1人		
課税標準額	0	0	1人		
税率	1.8/100	24/100	490	2,100	
算出税額	—	—	490	2,100	
減税額	—	—	280	1,200	
税額	—	—	210	900	1,110
納期別	1期(暫定賦課)	2期	3期	4期	
納付額	200	310	300	300	

前年所得が10万円以上で、被保険者数に対応する所得以下（4割減税）

区分	所得割額	資産割	被保険者均等割	世帯平等割	合計
所得金額	175,000	—	1人		
課税標準額	75,000	1,800	3		
税率	1.8/100	24/100	490	2,100	
算出税額	1,350	432	1,470	2,100	
減税額	0	0	570	800	
税額	1,350	432	900	1,300	3,980
納期別	1期(暫定賦課)	2期	3期	4期	
納付額	2,500	680	400	400	

被保険者でない世帯主に課税の場合（給与擬制世帯）

区分	所得割額	資産割	被保険者均等割	世帯平等割	合計
所得金額	500,000				
課税標準額	380,000	12,000	1		
税率	1.8/100	24/100	490	2,100	
算出税額	6,840	2,880	490	2,100	
軽減額	1,340	0	0		
税額	3,420	2,880	490	2,100	8,890
納期別	1期(暫定賦課)	2期	3期	4期	
納付額	4,000	1,600	1,600	1,600	

国民健康保険税の納期（1期＝4月 2期＝7月 3期＝10月 4期＝12月）

国保の給付改善

昭和36年4月1日 入院の際の寝具給食
昭和37年4月1日 助産費療養費1件当たり2,000円に引上げ
昭和37年4月1日 歯科診療における補てつ
昭和38年10月1日 世帯主の7割給付実施
昭和41年1月1日 非世帯主の7割給付実施

おこたわり
広報紙の発行が遅れてご迷惑をおかけしてします。本号は八月三十一日付とし、次号は町民体育祭を特集し発行しますので予めご了承ください。